

「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」実施状況
 - 都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」(第9次決定)と協調して推進 -

(平成18年6月)

施策名	担当省庁	番号	実施状況
第1 住民参加型の安全・安心なまちづくり全国展開			
1 安全・安心なまちづくり国民運動の展開			
モデル事業・モデル調査の全国的実施	都市再生本部事務局	1	地域の自由な発想と創意工夫に基づく先導的な都市再生活動を支援する「平成18年度全国都市再生モデル調査」において、地域の多様な取組を取り上げる中で、「安全・安心なまちづくり」に関する地域住民、ボランティア団体等の活動に対する支援も行うこととしている。
	警察庁		平成17年度において、活動拠点を中心とした自主防犯活動を支援するための「地域安全安心ステーション」モデル事業を、総務省消防庁、文部科学省の行う事業と連携しつつ、全国231地区で実施した。
			平成18年度において、「地域安全安心ステーション」モデル事業について、新たに100の実施地区を追加選定し、全国331地区で実施している。
	総務省		「地域安全安心ステーション整備モデル事業」を警察庁と連携のもと推進し、地域ニーズに根付いた自主防災組織等のコミュニティを核にした防災・防犯活動の支援(拠点整備等)及び活性化を行い、地域防災力の向上を図っている。平成18年度においては、モデル事業実施団体として103団体を選定し、これまでの団体と合わせて218団体が活動を行っている。
			平成18年度においては、全国的な施策展開に向けた取り組みを進めるため、手引きの作成、シンポジウムや出前講座の開催等に36百万円の予算を措置した。
	文部科学省		平成18年度において、警察官OB等の協力を得て、各学校の巡回指導等を行う地域学校安全指導員(スクールガード・リーダー)を全国展開を図るとともに、モデル地域における実践的な取組を展開するなど、地域社会全体で学校の安全体制を整備する「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の充実のため、1,404百万円を措置した。
「安全・安心なまちづくりの日」の制定	警察庁		平成18年から毎年10月11日を「安全・安心なまちづくりの日」とすることが決定されたため、(財)全国防犯協会連合会等が主催する「防犯ボランティアフォーラム」、「安全・安心なまちづくりワークショップ」等を通じ、国民への広報啓発を図ることとしている。
内閣総理大臣による表彰制度の新設	警察庁		平成18年度から「安全・安心なまちづくり関係功労者表彰」(内閣総理大臣表彰)を行うことが決定されたため、現在、同表彰の実施に向けた作業を行っている。

2 防犯ボランティア活動等の支援			
防犯ボランティアと防災ボランティアの連携強化	警察庁 総務省		自主防災組織の活動の調整等を行う「防災コーディネータ」と防犯ボランティアとの連携を促進し、災害ボランティア等が防犯も含めた地域の安全・安心の確保に貢献できる体制を構築するため、平成17年11月に立ち上げた「自主防犯ボランティア活動支援サイト」と消防庁の「災害ボランティア・データバンク」をリンクさせた。
	総務省		地域の自主防災組織、婦人防火クラブ及び災害ボランティア等が防犯ボランティアと連携し、地域の安心安全を確保するため、消防団員を「地域防災コーディネーター」として養成するため講習会の開催等の予算を要求し、防犯アドバイザーとの連携を促進する。
防犯ボランティア全国ネットワークの形成	警察庁		平成17年11月、警察庁のウェブサイト内に「自主防犯ボランティア活動支援サイト」を開設し、全国のボランティア団体の結成状況や防犯ボランティア活動の好事例、ボランティア団体等から提供を受けた情報等の提供を開始し、現在、随時更新している。
大学生や企業人等の防犯ボランティア活動への参加促進	警察庁		都道府県警察に対し、文部科学省の「地域ボランティア活動推進事業」推進に対し、防犯講習や合同パトロールの実施など、積極的に支援するよう周知。
	文部科学省		平成18年度において、地域における防犯ボランティア活動を含む、様々な分野におけるボランティア活動促進のための多彩な事業を実施する、地域ボランティア活動推進事業<地域教育力再生プラン>(473百万円)を実施。
防犯アドバイザー登録制度の整備	警察庁 総務省		平成18年度地方財政計画において、防犯アドバイザーの導入に必要な経費を措置し、防犯アドバイザー登録制度の整備を図っている。
防犯・防災ボランティア活動の拠点整備	警察庁		(再掲:第1-1- -警-)平成17年度における「地域安全安心ステーション」モデル事業の実施。
			(再掲:第1-1- -警-)平成18年度における「地域安全安心ステーション」モデル事業の実施。
	総務省		(再掲:第1-1- -総-)「地域安心安全ステーション整備モデル事業」の実施。
			(再掲:第1-1- -総-)平成18年度予算において、「地域安全安心ステーション」モデル事業に係る予算を36百万円措置。

	公民館等を活用した防犯教育、防犯活動等の推進	警察庁	都道府県警察に対し、公民館等と協議の上、公民館等における防犯教室等の開催に対する積極的な情報提供、講師派遣、地域住民等への周知などの協力を行うとともに、防犯ボランティア団体に公民館等の社会教育施設を活動拠点として活用するよう周知。
		文部科学省	平成18年度において、社会教育施設が中核となり、防犯教育をはじめとする地域における課題を総合的に把握し、その課題解決等を行うモデル事業を実施し、成果を全国的に普及啓発する「社会教育活性化21世紀プラン」(106百万円)を実施。
			(再掲)(第1-1- -文-)地域ボランティア活動推進事業<地域教育力再生プラン>(473百万円)の実施
	防犯ボランティアと警察官の合同パトロールの推進	警察庁 総務省	18年度地方財政計画において、交番相談員の配置及びテレビ電話システムの整備に要する経費を措置した。
		警察庁	都道府県警察において、防犯ボランティア団体との合同パトロールや、地域安全情報の提供を行っている。
			警察庁から示した指針(「治安情勢に対応した交番機能の強化について」(平成15年12月25日付け通達))に基づき、都道府県警察において交番勤務員の増配置、交番の配置見直し、交番相談員の活用等により交番勤務員の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」を解消するために策定した3か年計画を推進している。
			16年12月、犯罪の多発する時間帯・地域を重点に地域の実態に即したパトロールを実施するなど街頭活動を強化するよう都道府県警察に改めて指示しており、犯罪の抑止及び検挙を図っている。

			18年度予算において、無線警ら車等の資器材の整備等に要する経費(113百万円)を措置した。
			18年度予算において、街頭犯罪捜査体制強化に伴う資器材の整備に要する経費(351百万円)を措置した。
	防犯ボランティア活動と地域通貨の連動	警察庁	防犯ボランティア活動を行った者に対し、活動内容に応じて地域通貨を交付する取組について、各都道府県警察の担当者に対し、システムの概要を説明した。
		総務省	地域の安心安全情報の共有ができる「地域安心安全情報共有システム」と、ICTを活用した「地域通貨モデルシステム」を連動させることで防犯ボランティア活動をした住民にポイントを付与し、公共施設等で利用できるようにする。システムは17年度に引き続き、希望する地方公共団体に無償で配布する。
3 官民協働体制の構築に向けた環境整備			
	実態調査、社会実験、計画策定等への財政支援	都市再生本部 事務局 国土交通省	(再掲第1-1- -都-i)「平成18年度全国都市再生モデル調査」の実施。
	安全・安心なまちづくりデータベースの整備	警察庁	(再掲:第1-2- -警-)警察庁のウェブサイト内の「自主防犯ボランティア活動支援サイト」の更新。
	まちづくり協議会のモデル運営規約の策定	警察庁	平成17年9月、「歌舞伎町ルネッサンス推進協議会」の関係会則及び取組状況を都道府県警察に対して参考資料として示した。
		厚生労働省	「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」を策定し、事業主に対する広報啓発活動を実施しているところである。
	地域安心安全情報ネットワークの構築	総務省	地域住民がインターネットや携帯電話等を活用して地域安全情報を行政と共有できるシステムを構築するため、「地域安心安全情報共有システム」を開発。希望する地方公共団体に引き続き無償で配布する。

		警察庁	毎年6月を「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」に指定しており、平成17年度は来日外国人犯罪の取締りを徹底するとともに、不法滞在・不法就労防止のための指導啓発活動、防犯講習及び研修生受入企業に対する日常の生活指導を推進した。
	外国人が安全に安心して活動できる環境の整備	法務省	平成18年度において、外国人研修生等に対する指導及び実態調査を充実させるため、106百万円を措置した。
			毎年6月を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」として設定し、キャンペーンを行っている。
			平成18年度において、外国人が就労等を行う際に、不法に就労させないよう雇用主等に対する広報を充実・強化するため、20百万円を措置した。
			外国人登録証明書の見方及び不法就労防止に関する広報パンフレットを作成・配布している。
			適宜開催される教育機関や研修生等の受入れ機関の関係者が参加する会議や講習会の開催に際し、要請があれば、本省又は地方入国管理局の担当者が可能な限り参加し、指導に努めている。
	文部科学省	各大学等において、入学時のオリエンテーション等により、自然災害や防犯に関する対策についての講習・情報提供が行われている。 また、真に修学を目的とした留学生を受入れるため、平成17年1月、各大学等に、適切な入学者選抜や外国人留学生の在籍管理、退学者・除籍者・所在不明者の地方入国管理局への定期報告等についての通知を発出し、現在、留学生交流研究協議会や地域留学生交流推進会議等において、同通知の周知を行っている。	
	厚生労働省	平成18年度において、不法就労防止と外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保を図るためのパンフレットを作成し、事業主を中心に広報啓発を推進するため、事業主指導関係費(28百万円)を措置した。	
	経済産業省	民間団体や企業等と協力し、適正な在留管理に関する検討を行う。	
	地域安全情報の提供に関する特例措置	警察庁	コンビニエンスストアの防犯基準の周知・履行状況の調査結果及びコンビニエンスストア・タクシーなどの特定業態の強盗事犯などの犯罪情報を主管団体に提供し、防犯対策の向上に努めている。
	関係行政機関の職員や有識者のあっせん	警察庁	平成18年1月、「歌舞伎町ルネッサンス推進協議会」にオブザーバーとして職員が参加し、警察が進めている繁華街・歓楽街総合対策の推進状況等について説明を行った。

第2 住まいと子どもの安全確保			
1 犯罪に強い住宅街の整備			
都市再生整備計画に基づく安全・安心なまちづくりの推進	警察庁		安全・安心なまちづくりの推進のため、平成17年9月、都道府県警察に対し、まちづくり交付金制度を活用する市町村との連携を積極的に図るよう指示した。
	国土交通省		まちづくり交付金を活用した防犯灯・防犯カメラの設置、住民参加による防犯パトロールの展開等の取組を支援している。平成18年度予算において、事業規模の拡大及び中心市街地活性化に取り組む市町村の提案事業枠を拡大。
防犯性能の高い公的賃貸住宅等の整備	国土交通省		地域住宅交付金により、「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」等を活用した防犯性能の高い公的賃貸住宅等の整備を支援している。平成18年度予算において、事業規模を拡大。
防犯住宅助成制度の促進	警察庁		建物部品の取替えへの補助など、地方公共団体による防犯住宅の助成制度を促進・拡大させるため、犯罪発生状況に関する詳細な情報提供を行うとともに、警察庁のウェブサイト「住まいる防犯110番」において、住宅防犯に関する留意点・対策例や全国の助成制度に関する情報を提供するなど支援・協力を行っている。
			18年度予算において、「住まいる防犯110番」の更新に係る経費(1百万円)を措置した。
「安全・安心なまちづくりモデル地区」における集中的取組	警察庁		「安全・安心なまちづくりモデル地区」(仮称)の選定方法等について検討中。
	国土交通省		「安全・安心なまちづくりモデル地区」(仮称)の指定後に対応。
放火されない住宅街の整備	総務省		平成16年度に行った放火火災防止対策検討会における検討結果を、同年12月に放火火災防止対策戦略プランとしてとりまとめ、全国の消防本部に配布するとともに、平成18年春・秋の全国火災予防運動の重点目標として、全国で放火火災防止対策運動を実施する。
			平成18年度において、平成16年度に作成した放火火災防止対策戦略プランをより効果的なものとするため、客観的評価手法を活用した放火火災防止対策の普及啓発に要する経費2,5百万円を措置した。
防犯性能の高い建物部品の拡充	警察庁 経済産業省 国土交通省		侵入犯罪の防止を図るため、平成14年11月に「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」を設置し、建物部品の防犯性能試験を実施してきた。この試験結果に基づき、16年4月、「防犯性能の高い建物部品目録」を作成公表し、同年5月、試験合格品が共通して使用できる標章を定めた。また、同年10月には、当該目録をウェブサイト上に掲載した。同会議では18年度も試験を継続し、目録を更新している。

	住宅の購入・注文時における防犯性能の表示	国土交通省	防犯に配慮した住宅の普及を促進するため、住宅性能表示制度において、防犯に関することとして、開口部の侵入防止対策を性能表示事項に追加し、平成18年4月より住宅性能評価の運用を開始。
--	----------------------	-------	---

			平成18年4月、(財)ベターリビング、(財)全国防犯協会連合会及び(社)日本防犯設備協会に協力し、「防犯優良マンション標準認定基準」を策定した。今後、都道府県において認定制度の実施を推進し、防犯性に優れた共同住宅の普及を図る。
防犯性に優れた共同住宅等に関する認定基準の策定	警察庁 国土交通省		「共同住宅に係る防犯上の留意事項」に基づく「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」の普及を図る。平成18年4月、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」等における取組や、近年の防犯設備の普及状況等を踏まえ、「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」を改正し、公表したところであり、現在、その普及を図っている。
防犯優良マンション認定制度の全国展開	警察庁 国土交通省		(再掲:第2-1--警、国-)平成18年4月、「防犯優良マンション標準認定基準」を策定。今後、都道府県において認定制度の実施を推進。
	国土交通省		(再掲:第1-1--警、国-)平成18年4月、「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」を改正、公表。
住宅関連事業者やエネルギー供給事業者による防犯情報提供の推進	経済産業省 国土交通省		省エネ情報と合わせて住宅の防犯に関する居住者への情報の提供の促進を図るための民間事業者からなる省エネ・防犯住宅推進委員会の取組を支援した。
防犯住宅の整備における防犯設備士の積極的な活用	警察庁		防犯設備士に対する教育訓練やその組織化を支援することにより、防犯診断・防犯講習における防犯整備士の活用を積極的に進めるとともに、安全・安心なまちづくりに関して総合的な助言を行う防犯設備士の養成を促進している。
防犯性能の高い自動車の普及促進	警察庁 経済産業省 国土交通省		平成17年4月に、自動車盗難等防止に関する官民合同プロジェクトチームにおいて、「防犯性能評価制度導入の検討」を内容とした自動車盗難等防止行動計画の改定を行い検討を進めている。

2 地域ぐるみで行う子どもの安全の確保			
地域ぐるみの学校安全体制の整備	警察庁		平成17年5月、「子どもを犯罪から守るための対策の推進要領の制定について」を都道府県警察に発出し、学校安全を含め、子どもを犯罪から守るための対策を推進している。
			子どもの安全確保のため、平成18年2月に「地域安全安心ステーション」モデル事業の実施地区を拡大するとともに、通学路警戒活動に役立つ資機材を追加配分した。
			広島県及び栃木県の女子児童が殺害される事件を受け、文部科学省と協議の上、平成17年12月6日「通学路等における子どもの犯罪被害を防止するための諸対策の徹底について」を都道府県警察に発出し、通学路等における犯罪被害防止を図るよう指示した。
			「犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議」決定に係る各種対策の推進について、(平成17年12月)、「スクールサポーター制度の拡充について」(平成18年1月)を都道府県警察に発出し、スクールサポーターに学校における児童等の安全確保、犯罪被害防止教育の支援、地域安全情報の提供等の役割を担わせるとともに、制度の普及を推進するよう指示した。
			平成18年3月、「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、子どもを犯罪から守るための対策の推進について指示した。
	警察庁 総務省		平成18年度地方財政計画において、スクールサポーターの導入に係る経費を措置した。
	文部科学省		(再掲:第1-1- -文-)「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」(1,404百万円)を実施している。
	警察庁		防犯教室や非行防止教室、薬物乱用教室については、学校などの関係機関と連携して、積極的に推進するとともに、児童生徒だけでなく、保護者や地域住民にも参加を促し、子どもの安全や非行防止に対する地域住民の意識と理解を深めるよう推進している。
			平成17年7月、「非行防止教室等を活用したインターネット上における違法・有害情報対策の強化について」を都道府県警察に発出し、非行防止教室等を活用したフィルタリングシステムの利用促進等について指示した。
			(再掲:第2-2- -警-)スクールサポーターの任務の追加と制度の普及推進。
			(再掲:第2-2- -警-)「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を発出し、非行防止教室等の少年の規範意識の向上に資する活動の強化について指示。

子どもを犯罪や非行から守る地域安全教育の推進	警察庁 総務省	(再掲:第2-2- -警・総-)スクールサポーターの導入に係る経費の措置。
	文部科学省	平成18年度において、 中高生に対して薬物乱用の問題を含んだ啓発教材の配布、 中高生を対象としたMDMA等合成麻薬などの乱用の危険性を啓発するための地域フォーラムの開催、教職員保護者等を対象としてシンポジウムの開催等、学校における薬物乱用防止教育の充実を図るため、63百万円を措置した。
		平成17年度において、防犯教室の取組を支援するため、「学校における防犯教室等実践事例集」や小学校低学年の児童向けの防犯教室用リーフレットの作成・配布等を行った。また、平成18年度において、学校における防犯教室の開催を推進するため、40百万円を措置した。
	文部科学省 警察庁	平成18年5月、学校現場での非行防止教室を実施する際の教師用指導資料として「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料(非行防止教室を中心とした取組)」を作成した。
	厚生労働省	麻薬取締官OB等が学校の薬物乱用防止教室等に講師として赴き、薬物乱用防止に関する講演を実施している。
コンビニエンスストアによるセーフティステーション活動の全国展開	内閣府 警察庁 総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省	日本フランチャイズチェーン協会主催の「コンビニエンスストア・セーフティステーション活動に対し後援を行っている。
	警察庁	日本フランチャイズチェーン協会等にコンビニエンスストアのセーフティステーション化の要請を行ってきたところ、平成17年6月の北海道を皮切りにして、10月には東京を最後に全国で13社4万1,000店が参加し、「まちの安全・安心な生活拠点づくり」及び「次世代の青少年健全育成」へ取り組む自主的な活動を行っている。
		警察庁では、平成17年8月に「コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯基準」の周知・履行状況、被疑者の実態を調査し、防犯対策の資料として活用できるようコンビニエンスストアの業界団体に情報提供を行った。また、併せて、業界団体に対して、各店舗への防犯指導の徹底、防犯訓練の実施などを指導した。
		(再掲:第2-2- -警-)「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を発売し、コンビニエンスストアにおける補導活動の強化について指示。
		平成18年3月、(社)日本フランチャイズチェーン協会安全対策委員会において、犯罪情勢及び今後の防犯対策について討議した。

	警察庁 財務省 厚生労働省		通知「未成年者飲酒防止に係る取組について(平成13年12月28日付で警察庁生活安全局長・厚生労働省健康局長・国税庁審議官の連名)」及び通知「未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法の取組について(平成16年6月28日付警察庁生活安全局長・財務省理財局長・厚生労働省健康局長の連名)を(社)日本フランチャイズチェーン協会他に発出。
ガソリンスタンドによる地域防犯・安全確保活動の全国展開	経済産業省		全国石油商業組合連合会を中心として、各都道府県石油組合において、かけこみ110番等の防犯対策事業を行った。
大規模小売店舗による自主的な防犯活動の促進	警察庁		大規模小売店舗の駐車場等における照明設備や防犯カメラの設置等の防犯診断のほか、警察官やボランティア等の立ち寄り、地域における犯罪発生状況等の情報提供等を推進している。
	経済産業省		大規模小売店舗立地法の「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」を改定(平成17年3月30日告示)し、新たに「防犯活動への協力」を明記。10月1日から施行され、都道府県等の法運用主体は、新たに大型小売店舗を設置する者に対し、防犯活動への協力などの配慮を求めることが可能となった。
インターネットカフェにおける防犯対策の推進	警察庁		平成17年9月、インターネットカフェ等の業界団体である日本複合カフェ協会が犯罪防止及び青少年の非行防止等の観点から、運営ガイドラインを改定したことを受け、都道府県警察に対し同ガイドラインを周知するとともに、各管区ごとに情報セキュリティ業務検討会を開催し、各都道府県警察の幹部及び担当者を対象に警察によるインターネットカフェにおける防犯対策等についてきめ細かな指導を実施した。
			(再掲:第2-2- -警-)「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を発出し、インターネットカフェにおける補導活動の強化について指示。
更生保護ボランティアによる犯罪予防活動の推進	法務省		平成17年度において、更生保護ボランティアに対して、犯罪予防活動に関する各種研修を実施したほか、第55回“社会を明るくする運動”を主唱し、犯罪・非行の防止に係る地域住民の意識の向上を図った。
			平成18年度において、保護司による犯罪予防活動の推進のための経費(1,079百万円)、更生保護女性会、BBS会が行う地域活動の促進のための経費(8百万円)及び“社会を明るくする運動”の推進のための経費(12百万円)を措置した。

第3 健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生			
「第3」各項目共通	都市再生本部 事務局 警察庁	i	平成17年10月、魅力ある繁華街の再生に向けたモデル的取組の展開を図る地区(8都市11地区)の関係自治体・都道府県警察、関係省庁等が出席する「大都市等の魅力ある繁華街の再生のための連絡調整会議」を開催し、情報交換・意見交換を実施するとともに、今後の取組の方向性を確認した。
「第3」各項目共通	都市再生本部 事務局	i	電子メールを利用し、モデル的取組の展開を図る地区相互による情報交換・情報共有が可能なシステムを導入した。
「第3」各項目共通	警察庁		平成17年9月、「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について」等を都道府県警察に発出し、繁華街・歓楽街が健全で魅力あふれるものとして再生することを目指し、繁華街・歓楽街の実態に応じ、違法性風俗店、不法就労、暴力団等の犯罪組織等に対する取締り、街の新たな魅力づくりとの連携協働による取組み等を推進するよう指示した。
			平成18年4月、繁華街・歓楽街総合対策担当課長会議を開催し、指定都道府県警察における総合対策の推進状況と今後の推進方策について意見交換を実施するとともに、今後も取組みを強化するよう指示した。

1 違法性風俗店、暴力団、不法就労等に対する取締りの強化			
	違法性風俗店に対する取締りの強化等	警察庁	違法性風俗店に対する取締りを強化し、平成17年中の風営法違反事件の検挙件数は2,523件(昨年同期比+348件)、検挙人員は3,765人(同+645人)となった。
			性風俗店の禁止区域等営業に対する罰則の強化やいわゆる「デリバリーヘルス」営業に対する規制の強化等を内容とする風営法の一部改正法が、平成18年5月1日に施行された。
			平成18年1月、都道府県警察に対して、生活安全警察部門と地域警察部門が緊密に連携し、風俗営業等の営業所に対する立入りを強化するなど、地域の実情に応じた違法営業者の取締りを推進するよう指示した。
	警察、消防、建築部門による風俗営業等の営業所への合同立入りと情報共有	警察庁 総務省 国土交通省	風俗営業等の営業所に対し、警察、消防及び建築部門による合同立入りを積極的に推進するとともに、風俗営業の許可申請等の審査に際して建築基準法や消防法の違反事実に関する情報が共有されるよう、相互の連携を強化している。
	性風俗店における不法就労・人身取引の排除	警察庁	性風俗店における取締りを強化し、平成17年における雇用関係事犯の検挙件数は381件(昨年比-8件)、検挙人員は448人(同+3人)、人身取引事犯の検挙件数は81件(昨年比+2件)、検挙人員は83人(同+25人)となった。
			(再掲:第3-1- -警-)風俗営業等に係る人身取引を防止するための規定を整備することなどを目的とする風営法の一部改正法の施行。
		法務省	平成18年度において、悪質ブローカー、雇用主等の摘発・指導の強化を含む不法就労対策及び人身取引対策のため、385百万円を措置した。
			平成17年6月16日、第162回通常国会において、人身売買罪及び旅券等の不正受交付罪等を新設するなどするとともに、上陸拒否事由、退去強制事由、運送業者の旅券等の確認義務及び外国入国管理当局に対する情報提供に係る規定の整備等を内容とする刑法等の一部を改正する法律が成立し、一部の規定(条約刑法関連)を除き、施行されている。
			平成18年3月13日、「人身取引対策行動計画」に基づき、在留資格「興行」に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部改正を行った(同年6月1日施行)。

不法就労外国人に関する情報の交換・共有と取締りの強化・効率化	警察庁 法務省 厚生労働省	法務省、警察庁、厚生労働省により「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」(局長級)(平成18年3月)及び「不法就労外国人対策等協議会」(課長級)(同年5月)を開催し、「不法就労外国人及び悪質なブローカー・雇用主等に関する緊密な情報交換」等について重点的に取り組むことを合意した。
	警察庁	(再掲:第1-3- -警-)「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」
	警察庁 法務省	効率的な退去強制手続を推進するため、全国警察と法務省との間で、平成17年9月1日までに入管法第65条の活用拡大について合意し、実施している。
組織犯罪に対する戦略的な取締りと犯罪収益の剥奪	警察庁	平成17年10月、都道府県警察に対して、繁華街・歓楽街対策、暴力団排除対策等の各種施策と連動して、戦略的な暴力団犯罪の取締りについて指示した。
	法務省	全国から検察官が参加して行う会議等を開催するなどして情報及び意見の交換等を行う一方、関係諸機関と連携しつつ、マネー・ロンダリング犯罪をも含む各種法令を積極的に活用するとともに、疑わしい取引に関する情報の活用を含め、様々な捜査手法を駆使して犯罪組織の中核に至るまでの捜査を行い、厳正な科刑の実現及び犯罪収益等の的確な剥奪を図っている。
		平成18年度において、組織犯罪対策の推進を図るため、721百万円を措置した。
	厚生労働省	全国7ブロックにおいて麻薬取締協議会を開催する等、検察庁、警察、税関、海上保安庁等薬物取締に関する情報交換を積極的に実施した。
		犯罪収益の剥奪を実現すべく、積極的に麻薬特例法の適用を行うため、薬物密売組織を摘発した。
平成18年度において、組織犯罪等に対する取締りのための経費(558百万円)を措置した。		

取締りの更なる強化を実現する体制・施設・装備等の充実強化	警察庁	平成18年度に、大規模繁華街における犯罪対策を強化するため、大規模繁華街を管轄する都道府県警察において地方警察官の増員を措置した。
		18年度予算において、人身取引事犯及び外国人の不法就労事犯等に対する取締り基盤の整備を図るため、広報啓発用リーフレット、夜間探証用ビデオカメラ、人身取引関係事犯対策車の整備に要する経費(31百万円)を措置した。
		平成18年度において、繁華街における組織犯罪集中取締り活動のための経費(167百万円)を措置した。
	法務省	平成18年度において、出入国審査の一層の厳格化、不法入国者・不法滞在者の大幅な縮減等を図るため、入国管理官署職員の増員(196人)及び39,931百万円を措置した。
	厚生労働省	薬物密売組織等に対する視察内偵のため、所要の装備資機材の整備を図った。
		平成18年度において、捜査体制の強化のため、麻薬取締官等の増員(19人)を措置した。
(再掲:第3-1- -厚-)平成18年度において、組織犯罪等に対する取締りのための経費(558百万円)を措置した。		

2 街の犯罪インフラの根絶			
	取締りにより生じた空きビル・空き店舗の転用	都市再生本部 事務局 地域再生推進室 内閣府 経済産業省	空きビル・空き店舗について、地域特性に応じた適正な用途のテナント入居が行われるよう、政府系金融機関その他民間のノウハウの活用を進めている。 (具体的取組事例：日本政策投資銀行による、平成17年9月に立ち上げられた新宿歌舞伎町地区の家守事業推進チーム「喜兵衛(KIHEI)プロジェクト」への参画、その他地区のまちづくり関連協議会への参画、平成17年10月開催の「大都市等の魅力ある繁華街の再生のための連絡調整会議」における情報提供の実施、意見交換への参画、地域再生計画の認定による支援等)
	違法性風俗店や暴力団の入居阻止	警察庁	(再掲：第3-1- -警-) 都道府県公安委員会は、性風俗関連特殊営業を営もうとする者から営業開始の届出があったときは、届出を受けたことを確認する書面を交付することとし、性風俗関連特殊営業を営む者に対してその備付け・提示を義務付けることなどを内容とする風営法の一部改正法の施行。
平成18年3月、都道府県警察に対して、各都道府県単位の組織された広告業者、印刷業者、家主、ビルオーナー、不動産業者等の関係者に、性風俗関連特殊営業を営む者との間で広告の掲載若しくは印刷に係る契約又は賃貸借契約を行う際には、届出確認書により届出の有無を確認することを要請等するよう指示した。			
平成18年4月、広告業者、印刷業者、家主、ビルオーナー、不動産業者等の全国規模の団体に対して、傘下の団体及び事業者、性風俗関連特殊営業を営む者との間で広告の掲載若しくは印刷に係る契約又は賃貸借契約を行う際には、届出確認書により届出の有無を確認し、違法性風俗店を排除するよう要請した。			
(再掲：「第3」各項目共通事項-警-) 平成17年9月、「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について」等を都道府県警察に発出し、繁華街・歓楽街の実態に応じ、違法性風俗店や暴力団の入居阻止に向けた活動を強化するよう指示した。			
		国土交通省	マンション専有部分の用途制限を明確とするため、マンションの管理組合が、各マンションの実態に応じた、管理規約を制定、変更する際の参考としてのマンション標準管理規約及び同コメントを策定、公表している。

	飲食店等に対する暴力団の不当要求の阻止	警察庁	(再掲:「第3」各項目共通事項 - 警 -)平成17年9月、「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について」等を都道府県警察に発出し、繁華街・歓楽街の実態に応じ、飲食店等に対する暴力団の不当要求阻止に向けた暴力団排除活動を強化するよう指示した。
			毎年4月、全国暴力追放運動推進センターと連携し、暴力団の不当要求への対応要領等について記載したパンフレットを作成することとしており、暴力団排除意識の啓発に努めている。
	暴力団による建物賃借権の不正取得の排除	警察庁	(再掲:「第3」各項目共通事項 - 警 -)平成17年9月、「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について」等を都道府県警察に発出し、繁華街・歓楽街の実態に応じ、建物賃借権の不正取得事案の事件化の推進について指示した。
	法令違反情報の提供による暴力団・性風俗排除活動の支援	警察庁	(再掲:「第3」各項目共通事項 - 警 -)「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について」等の発出。
			ビルの所有者、管理者が違法な性風俗店を排除できるよう、都道府県警察が必要に応じて、「まちづくり協議会」等に違法営業店の行政処分の有無を提供できる仕組み等を検討中。
	風俗無料案内所に対する取締りの推進	警察庁	都道府県警察に対して、風俗無料案内所を「禁止区域等営業の帮助犯」として検挙を推進するよう指導しているところである。
			(再掲:第3 - 1 - - 警 -)風俗営業等に係る集客行為の規制を強化(広告制限区域等における広告物の表示等に罰則を整備)することなどを内容とする風営法の一部改正法の施行。
	少年指導委員の活動の活性化	警察庁	平成18年4月、「少年指導委員制度の運営に係る留意事項について」を都道府県警察に発出し、少年指導委員制度の適正かつ効果的な運営について指示した。
			(再掲:第3 - 1 - - 警 -)少年補導活動や風俗営業者等への協力要請活動に従事する少年指導委員について、風俗営業の営業所等へ立ち入らせることができるなどの事項を内容とする風営法の一部改正法の施行。
			平成18年度予算において、少年指導委員の活動の充実強化を図るため、歓楽街等における環境浄化対策の推進に係る経費(23百万円)を措置した。
	住民と外国人の共生を実現する情報提供	法務省	平成17年9月、新宿区「しんじゅく多文化共生プラザ」内に出入国手続及び在留審査手続の相談に応じる「新宿外国人センター」を開設した。

3 迷惑行為の防止と街並みの改善による環境浄化			
			(再掲:第3-1- -警-)風営法違反事件の検挙件数。
	街ぐるみの環境浄化活動の展開	警察庁	(再掲:第3-1- -警-)風俗営業等に係る集客行為の規制を強化(客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身に立ちふさがり、又はつきまとうことを禁止)することなどを内容とする風営法の一部改正法の施行。
	効果的な違法駐車対策の推進	警察庁	放置車両に係る使用者責任の拡充や放置車両の確認と標章の取付けに関する事務(以下「確認事務」という。)等の民間委託の推進等を内容とする新たな駐車対策法制が本年6月1日から施行された。同制度により、取締り活動ガイドラインに沿ったメリハリを付けた取締りの推進、駐車監視員による放置車両の確認等に関する事務の適切かつ円滑な運用、放置違反金制度による使用者責任の追及、悪質な運転者の責任追及の徹底等により、地域の駐車秩序の改善を図っている。
			都道府県警察において、交通の安全と円滑化の観点から、車道狭隘化の取組を推進しているとともに、道路管理者に対し、道路管理者が行う車道狭隘化の取組について、働き掛け・助言等を行っている。
	悪質な露店・屋台や立て看板の取締り	警察庁	都道府県警察において、道路上の営業を常態化させている露店・屋台や、立て看板を設置して道路を不当に占拠している業者等に対して積極的に指導警告を行うとともに、警告に従わず、違反行為を継続するなど、悪質な業者等に対しては検挙措置を講じている。
		国土交通省	直轄国道において不法占用の是正のため「道路占用適正化促進事業」を実施した。
			平成18年度においても引き続き「道路占用適正化促進事業」を実施している。
	夜間におけるパトロール体制の強化	警察庁	都道府県警察において、防犯ボランティア団体の自主的なパトロールに対する支援を行っている。
			(再掲:「第3」各項目共通事項-警-)平成17年9月、「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について」等を都道府県警察に発出し、繁華街・歓楽街の実態に応じ、制服警察官の夜間における警ら・警戒活動等を強化するよう指示した。
	歓楽街ITパトロール事業の推進	警察庁	(再掲:「第3」各項目共通事項-警-)平成17年9月、「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について」等を都道府県警察に発出し、繁華街・歓楽街の実態に応じ、インターネット等の情報技術を活用した取組を推進するよう指示した。

	アーケードや街路灯の整備による街の明るさの確保	経済産業省	平成18年度予算において、少子高齢化、安全・安心、防犯等の国家政策的課題と調和した商業活性化への取組に対する補助事業(少子高齢化等対応中小商業活性化事業)を実施しているところ。
	落書きや違法広告のしにくい美しい街並みの形成	経済産業省	(再掲:第3-3- - 経 -)商業活性化への取組に対する補助事業の実施。
	無電柱化による道路の見通し確保と違法広告物の抑制	国土交通省	市街地の幹線道路における無電柱化率が10%に向上した(平成16年度末)
	くらしのみちゾーンの形成による歩行者優先の道路空間の整備	国土交通省	平成17年に新たに3地区をくらしのみちゾーンに追加登録し、全国52地区で取り組みを実施。登録地区に対しては、社会実験等を実施している。
	官民が共同主催する屋外イベントの活性化	警察庁	平成16年3月に「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて」を、平成17年3月に「民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて」を発出し、地域の活性化に資するイベント等の開催に伴う道路使用の許可手続を円滑に進めるための取組について都道府県警察に指示し、手続の円滑化を推進している。
		国土交通省	路上イベントの道路占用許可手続については、「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」(道路局長通知)を発出済みである。